

第26号様式の3（第59条の37第4項）

条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	R6条-103	指定番号・指定年月日	条指-36・ 令和元年5月24日 令和3年1月15日 令和6年7月25日 令和6年9月13日	所在地	鶴見区末広町1丁目6番1、6番2及び6番4の各一部
調製・訂正年月日	令和元年6月19日調製（新規指定）、令和2年4月15日訂正（形質変更①届出、区域外搬出①届出）、令和3年1月15日訂正（追加指定①）、令和3年1月28日訂正（形質変更②届出）、令和4年2月22日訂正（区域外搬出②届出）、令和5年9月13日訂正（形質変更③届出）、令和6年7月16日訂正（追加指定②）、令和6年9月19日訂正（追加指定③）、令和7年3月17日訂正（区域外搬出③届出、形質変更③完了報告、形質変更④届出、区域外搬出④届出）				
条例形質変更時要届出区域の概況	事業所敷地	面積	<del>1,355平方メートル</del> 2,354.5平方メートル(R3.1.15追加指定) <del>2,699.7平方メートル(R6.7.25追加指定)</del> 2,856.1平方メートル(R6.9.13追加指定)		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	土地所有者の意向により、試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された。（令和3年1月15日追加指定、令和6年7月25日追加指定、令和6年9月13日追加指定）				
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに該当する土地にあつては、その旨					

	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類	土壌の汚染状態	地下水の汚染状態	指定調査機関の名称	
					(溶出量基準不適合の場合)		
条例形質変更 時要届出区域 内の土壌の汚 染状態	平成30年12月27日	形質変更	四塩化炭素、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル	■適合・□不適合		株式会社オオスミ	
			ふっ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合		
				溶出量基準	□適合・■不適合		□適合・■不適合
	令和2年11月2日	形質変更	四塩化炭素、ジクロロメタン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	■適合・□不適合		株式会社 アクアパルス	
			ふっ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合		
				溶出量基準	□適合・■不適合		■適合・□不適合
	令和6年4月16日	形質変更	四塩化炭素、ジクロロメタン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	■適合・□不適合		株式会社 アクアパルス	
			ふっ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合		
				溶出量基準	□適合・■不適合		不明
	令和6年8月15日	形質変更	四塩化炭素、ジクロロメタン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	■適合・□不適合		株式会社 アクアパルス	
			ふっ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合		
				溶出量基準	□適合・■不適合		不明
土地の形質の 変更の実施状 況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法	
	① 令和2年4月2日 (令和2年4月16日)	令和4年7月29日 (予定)	鋤取、地盤改良、杭工事、 山留工事、土工事、埋戻工事	横浜市	■有・□無	浄化	
	② 令和3年1月5日 (令和3年1月20日)	令和3年10月29日 (予定)	杭工事、山留工事、土工事、埋戻工事	横浜市	■有・□無	分別等処理	
	③ 令和5年9月6日 (令和5年9月20日)	令和7年1月17日	植栽工事、土工事、埋戻工事	横浜市	■有・□無	分別等処理	
	④ 令和7年1月31日 (令和7年2月17日)	令和7年9月30日 (予定)	特高受変電設備工事、高圧配電制御設 備工事に伴う汚染土壌の掘削	横浜市	■有・□無	分別等処理	

(A4)

(備考) 台帳は、事業者から報告された届出書(地歴調査、分析調査、対策完了等)に基づき作成しています。

土壌の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。